

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付が不要

1件 不当金額(支出) 338万円

1 補助事業の概要

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた都道府県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、宮城県では、施設及び設備に対して、保険金が支払われた部分について重ねて補助金を交付することはできないこととしている。

中小企業等グループの構成員であるAは、平成25年度から27年度の間東日本大震災で損壊した語学教室施設兼住宅(語学教室施設の床面積割合54.71%)のうち語学教室施設の建替えによる復旧に要した事業費3196万円(補助対象事業費3078万円)について、補助対象事業費3078万円から公共事業による用地の取得に伴い支障となる建物の移転に係る損失補償金2570万円を控除した507万円に対して国庫補助金338万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

同人は、語学教室施設兼住宅が被災したことにより損害保険金1000万円を受け取っていたことから、語学教室施設に対する同保険金を補助対象事業費から控除すべきであった。

したがって、同保険金1000万円に語学教室施設の床面積の割合54.71%を乗じた547万円と前記の損失補償金2570万円とを合計すると3118万円となり、補助対象事業費3078万円を超過することから、国庫補助金338万円は交付の必要がなかったものであり、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
東北経済 産業局	宮城県	A 〈宮城県石巻市〉 (事業主体)	中小企業組 合等共同施 設等災害復 旧	平成 25～27	円 3196万 (3078万)	円 338万	円 507万	円 338万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。